

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月30日

【会社名】 S B Sホールディングス株式会社

【英訳名】 SBS Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鎌田 正彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 03(6772)8200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 泰地 正人

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 050(1741)2351

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 泰地 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2丁目1番)

1【提出理由】

当社は、2022年3月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- 1.当社および当社グループ各社の本社を集約させることにより、本社機能の強化とより一層の業務効率化を図るため、現行定款第3条に定める本店所在地を「墨田区」から「新宿区」に変更する。
- 2.「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行う。

第2号議案 監査等委員でない取締役10名選任の件

監査等委員でない取締役として、鎌田正彦、入山賢一、泰地正人、田中康仁、若松勝久、加藤元、佐藤広明、岩崎二郎、関本哲也および星秀一を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、遠藤隆を選任する。なお、同氏は、前任の監査等委員である取締役山下泰博氏の補欠として選任されたため、その任期は当社定款の定めにより、退任した前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、鈴木知幸を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合 (%) |
|-------|-----------|-----------|-----------|------|------------------------|
| 第1号議案 | 352,074 | 63 | | (注)1 | 可決 99.34 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 鎌田 正彦 | 323,195 | 28,942 | | | 可決 91.19 |
| 入山 賢一 | 349,868 | 2,269 | | | 可決 98.72 |
| 泰地 正人 | 349,895 | 2,242 | | | 可決 98.72 |
| 田中 康仁 | 349,885 | 2,252 | | (注)2 | 可決 98.72 |
| 若松 勝久 | 349,885 | 2,252 | | | 可決 98.72 |
| 加藤 元 | 349,873 | 2,264 | | | 可決 98.72 |
| 佐藤 広明 | 349,871 | 2,266 | | | 可決 98.72 |
| 岩崎 二郎 | 341,837 | 10,300 | | | 可決 96.45 |

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合 (%) |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-------|------------------------|
| 関本 哲也 | 351,753 | 384 | | (注) 2 | 可決 99.25 |
| 星 秀一 | 351,736 | 401 | | | 可決 99.24 |
| 第3号議案 遠藤 隆 | 345,220 | 6,917 | | (注) 2 | 可決 97.40 |
| 第4号議案 鈴木 知幸 | 351,467 | 670 | | (注) 2 | 可決 99.17 |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上